その他告示

○消費者庁告示第十二号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年十一月二十一日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
公益社団法人全国消費生活相談員協会	東京都中央区日本橋堀留町二丁目３番５号グランドメゾン日本橋堀留101号	東京都中央区日本橋堀留町二丁目３番５号グランドメゾン日本橋堀留101号	令和七年十一月四日
		大阪府大阪市中央区北浜２丁目６番26号大阪グリーンビルＢ１	
		北海道札幌市中央区大通西18丁目１番43号プレジャー大通西18―108	

○総務省告示第三百六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十一月二十一日

総務大臣　林　芳正

政党

政治団体の名称　異動事項　新　旧　異動年月日

国民民主党
会計責任者の氏名　濱野　喜史　濱口　誠　（令和）七、一〇、一

自由民主党本部
代表者の氏名　高市　早苗　石破　茂　七、一〇、四
会計責任者の氏名　鈴木　俊一　森山　裕　七、一〇、七

チームみらい
主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂二―二一―五　東京都港区南麻布二―八―二二　七、一〇、二六
会計責任者の氏名　津村　啓介　稲富　修二　七、九、二四

○総務省告示第三百六十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十一日

総務大臣　林　芳正

一　名　称　ヨルダン・ハシェミット王国における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年十一月二十二日から令和七年十二月十日まで
三　派遣人数（概数）　二百人程度
四　派遣地域　ヨルダン・ハシェミット王国、ガボン共和国及びガーナ共和国

○外務省告示第四百三十七号

令和七年十月十六日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　十七億円
3　署名者
日　本　側　大野祥在フィリピン臨時代理大使
フィリピン側　マリア・テレサ・ラザロ外務大臣

令和七年十一月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百三十八号

令和七年十月二十二日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億四千九百万円
3　署名者
日　本　側　小泉勉在ラオス大使
ラオス側　フォンサムット・アンラワン外務副大臣

令和七年十一月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　千葉県千葉市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。
2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を千葉県庁及び千葉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区富沢字白井ノ沢六六二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字白井ノ沢六六二の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和